

|             |   |
|-------------|---|
| Title       | 明治末期の財政政策 - 帝國主義移行期の財政 -  |
| Author(s)   | 眞藤, 素一  |
| Citation    | 經濟論叢 (1956), 77(3): 241-264   |
| Issue Date  | 1956-03   |
| URL         | <a href="http://dx.doi.org/10.14989/128908">http://dx.doi.org/10.14989/128908</a> |
| Right       |   |
| Type        | Departmental Bulletin Paper   |
| Textversion | publisher   |

# 經濟論叢

第七十七卷 第三號

---

消費函數をめぐる省察……………高田保馬(1)

金融資本の概念と本質……………靜田均(17)

明治末期の財政政策……………眞藤素一(37)

栗原百壽著「農業問題入門」……………大藪輝雄(61)

---

[昭和三十一年三月]

京都大學經濟學會

# 明治末期の財政政策

— 帝國主義移行期の財政 —

眞藤素一

## 目次

はしがき

第一章 問題の發端

第二章 日本資本主義の歴史的位置

第三章 フルジョアジの動向と財政政策の轉換

結 び

## は し が き

小論の對象は、明治三十九年—大正元年における財政政策である。財政は特定社會の生産關係を維持するための活動—國家活動の物質的基礎であり、政治と經濟とを結ぶ媒介項であると言われている。小論は、基本的にはこのような認識に立ち、明治末期における財政政策の轉換、その意義、およびそこにおける財政の展開を、生産關係を手がかりとして解明しようとするものである。

## 第一章 問題の發端

膨大な戦費を消耗した日露戦争は、日比谷國民大會・燒打事件をもつて劇的な幕を閉じた。戦費總額一七一六六餘萬圓、そのうち公債支辨一八千餘萬圓(外債八億圓)、増税及び獻金一三八百萬圓、その他は一時借入金・特別會計資金繰入・一般歳計剩餘金繰入による。第一表によれば、三〇年に比し三八年には歳計の膨張、特に國民所得中に占める租税・公債殘高の比率が、顯著な増大を示している。かくして日露戦争の歸結は、重税・公債の累積である。日本資本主義への財政のこのような重壓に對し、政府はいかに對處したか。以下この點を概観しよう。

桂内閣に代つて西園寺内閣(三九年一月)は、いわゆる戦後經營と稱して、(1)陸海軍備の擴張、(2)鐵道國有、(3)鐵道の建設改良・電話の架設・製鐵所の擴張等の積極政策を推進した。すなわち(1)については、まず日露戦争中新設四個師團を常備軍に編入し、その維持費千萬圓を三九年度豫算に計上して承認を得た。續く四〇年度には、陸軍第一期擴張一一年計畫として二個師團増設・海軍七年計畫として新艦建造、等の計畫をたて議會の承認を得た。四〇年度豫算において決定した陸海軍繼續費は、陸軍一七六百萬圓・海軍二五二百萬圓、計四二八百萬圓におよぶ。次に(2)は、鐵道國有法の議會通過(三九年三月)によつて可能となり、その買上價格總額は四八二百萬圓弱に達した。そのうち四七六百萬圓は、五分利公債の交付によるものである。(3)はすべて公債支辨事業とし、その額一二百萬圓。このような積極政策は、當然歳出の巨大な増加となり(第一表)、歳入面では主として公債の増發と増税として現象する。公債については、軍事公債の整理償還のため「國債整理基金特別會計法案」を議會に提出して承認を得たが、右のような積極政策はその効果を打消すばかりでなく、むしろ増發されざるを得ない。すなわち前

第一表

| 項目<br>年次       | 歳入               | 租税              | 歳出               | 國債<br>起債額 | 同<br>年<br>未<br>償<br>還 | 同<br>利<br>子 | 國民<br>所得       |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------|-----------------------|-------------|----------------|
| 明治<br>30<br>年度 | 226,390<br>(100) | 100,884<br>(45) | 223,679<br>(100) | 40,403    | 404,953               | 18,884      | 1,221<br>(100) |
| 36<br>"        | 260,221<br>(115) | 160,333<br>(62) | 249,596<br>(112) | 29,160    | 560,963               | 15,774      | 2,619<br>(215) |
| 37<br>"        | 327,467<br>(145) | 211,589<br>(65) | 277,056<br>(124) | 421,402   | 982,145               | 48,992      | 2,613<br>(214) |
| 38<br>"        | 535,256<br>(236) | 281,543<br>(58) | 420,741<br>(188) | 1,122,662 | 2,104,587             | 101,753     | 2,665<br>(218) |
| 39<br>"        | 580,448<br>(256) | 317,730<br>(55) | 464,276<br>(208) | 323,348   | 2,216,766             | 105,504     | 2,798<br>(229) |
| 40<br>"        | 857,084<br>(379) | 341,739<br>(40) | 602,401<br>(269) | 274,143   | 2,265,898             | 105,867     | 2,928<br>(240) |
| 41<br>"        | 794,937<br>(351) | 345,489<br>(43) | 636,361<br>(284) | 90,208    | 2,236,508             | 104,355     | 3,169<br>(260) |
| 42<br>"        | 677,546<br>(299) | 354,153<br>(52) | 532,894<br>(238) | 431,611   | 2,607,551             | 122,759     | 3,173<br>(260) |
| 43<br>"        | 672,873<br>(297) | 344,505<br>(51) | 569,154<br>(255) | 588,313   | 2,672,525             | 120,455     | 3,425<br>(281) |
| 44<br>"        | 657,192<br>(290) | 353,145<br>(55) | 585,375<br>(262) | 5,405     | 2,578,090             | 115,816     | 3,523<br>(289) |
| 大正<br>元<br>"   | 687,391<br>(304) | 389,904<br>(57) | 593,596<br>(265) | 56,091    | 2,601,487             | 117,185     | 3,795<br>(311) |
| 2<br>"         | 721,975<br>(319) | 400,311<br>(56) | 573,634<br>(257) | 162,444   | 2,613,738             | 117,327     | 3,926<br>(322) |

1) 歳出入、租税(印紙収入を含む)は一般會計(決算)のみ。2) 單位は國民所得のみ百萬圓、その他は千圓 3) 租税のカッコ内の數字は歳入總額に對する% 4) 東洋經濟新報社編「明治大正財政詳覽」、明治大正財政史第十一卷、山田雄三「日本國民所得推計資料」より作成。

述のものほかに、臨時事件公債二億圓が公募(三九年二月)され、さらに「時局經費不足補填」のため六八百餘萬圓の發行が豫定されたのである。増税については、戰爭中の増税(非常特別税増徴)分および新税のうち、前者は戰爭中に限るとの公約を破つて、三九年度豫算において無期延期を提案し、新税の繼續とともに承認を得た。第二表によれば、三九・四〇年度において、軍事費・公債費の重壓、間接消費稅・

第二表 (單位千圓)

| 項目<br>年次       | 軍事費              | 公債費              | 軍事公債の比重   | 地租              | 關稅              | 間接消費稅            | 所得稅              | 營業稅             |
|----------------|------------------|------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 明治<br>30<br>年度 | 110,724<br>(100) | 29,539<br>(100)  | 10.3<br>% | 97,965<br>(100) | 8,021<br>(100)  | 27,572<br>(100)  | 2,095<br>(100)   | 4,416<br>(100)  |
| 36<br>"        | 88,306<br>(75)   | 38,595<br>(131)  | 38.2      | 46,873<br>(123) | 17,378<br>(217) | 63,310<br>(169)  | 8,247<br>(394)   | 7,049<br>(160)  |
| 37<br>"        | 96,423<br>(87)   | 33,861<br>(115)  | 63.5      | 60,940<br>(161) | 23,160<br>(289) | 78,064<br>(208)  | 14,370<br>(686)  | 12,602<br>(285) |
| 38<br>"        | 153,830<br>(139) | 52,203<br>(177)  | 80.4      | 80,473<br>(212) | 36,757<br>(458) | 80,521<br>(215)  | 23,278<br>(1111) | 18,785<br>(425) |
| 39<br>"        | 130,060<br>(118) | 153,447<br>(520) | 83.1      | 84,688<br>(223) | 41,854<br>(522) | 97,897<br>(261)  | 26,349<br>(1258) | 19,770<br>(448) |
| 40<br>"        | 198,768<br>(180) | 176,498<br>(598) | 80.8      | 89,974<br>(224) | 50,027<br>(624) | 119,235<br>(317) | 27,292<br>(1303) | 20,384<br>(462) |
| 41<br>"        | 213,756<br>(193) | 178,943<br>(606) | 78.8      | 85,418<br>(225) | 40,068<br>(500) | 132,347<br>(352) | 32,144<br>(1534) | 23,574<br>(534) |
| 42<br>"        | 177,616<br>(160) | 155,280<br>(526) | 66.1      | 85,694<br>(226) | 36,424<br>(454) | 130,372<br>(347) | 32,800<br>(1566) | 25,112<br>(569) |
| 43<br>"        | 185,566<br>(168) | 171,886<br>(580) | 65.5      | 76,292<br>(201) | 39,949<br>(498) | 129,610<br>(345) | 31,722<br>(1514) | 25,757<br>(583) |
| 44<br>"        | 206,133<br>(186) | 148,510<br>(503) | 63.7      | 74,936<br>(197) | 48,519<br>(605) | 128,959<br>(343) | 34,756<br>(1659) | 24,599<br>(557) |
| 大正<br>元<br>"   | 200,405<br>(181) | 142,993<br>(484) | 61.7      | 75,365<br>(199) | 68,497<br>(854) | 134,166<br>(357) | 38,934<br>(1858) | 26,022<br>(589) |
| 2<br>"         | 192,283<br>(174) | 146,894<br>(497) | 59.6      | 74,636<br>(197) | 73,722<br>(919) | 140,371<br>(375) | 35,591<br>(1699) | 27,393<br>(620) |

1) 東洋經濟新報社編「明治大正財政詳覽」,明治大正財政史第一卷より作成。  
 2) ※各年度末未償還公債のうち軍事公債の占める比重。3) 一般會計のみ。  
 4) 間接消費稅は酒・ビール・醬油・烟草・砂糖消費・織物消費・鹽・石油消費稅。5) 軍事費は陸海軍省經費・清國事件費・陸軍費特別會計への繰入金・徴兵費(内務省)の合計。

所得稅・關稅の増徴が顯著である。さらに國民所得中に占める經費・租稅・公債費・軍事公債殘高の比重も増加している。かくして日露戰爭の遺産日本資本主義への財政の重壓は、西園寺内閣の軍備擴張を中心とする積極政策財政膨張によつて加重され、それは具體的には重稅・公債の累積なる形態をとる。このような重稅および公債の累積、これをいかにすべしか。ブルジョアジーは

この問題に對して、いかに對處したであらうか。問題への解答は、當時の日本資本主義の發展段階の解明を通じてなされる。

註(1) 租税は三〇年の七・七%より三八年の九・四%へ、公債殘高は三三%より七九%へ増加。

(2) これにより、陸軍は戰前一三萬師平時人員一五萬より一九萬師同二五萬人へ、海軍は戰前の二六萬屯より五〇萬屯へ増大する豫定(小林丑三郎・北崎進「明治大正財政史」二七四頁)。

(3) 石油消費税・毛織物消費税(三七年)、相續税・通行税・砂金採取地税(三八年)。

(4) 間接消費税は産業資本主義段階でも酒・醬油・煙草・石油等大眾課税的性格を強く持ち、この點イギリスと對象的。しかもそれは三〇年代初期に地租を抜いて最大の稅收を示し、收益税、地租とともに當時の稅收の支柱となり、このような性格のまま帝國主義段階を迎える。所得税も比例税ではなく輕度の累進性をもつ。

(5) 三九・四〇年度において夫々、經費は一七および二二%(三八年一六%、租税は一〇および一一%、公債費は五・五および六%(三八年二%)、軍事公債殘高は六六および六三%(三八年五七%)を占める。

## 第二章 日本資本主義の歴史的位置

第三表は資本の集中集積が高度に達していたことを示す。たとえば社數において一%に満たぬ資本金五百萬圓以上の會社が、總拂込資本金の三九%以上を占めるに對し、社數六九%以上を占める一〇萬圓未満の會社は、僅か七%餘を支配するにすぎない。同じ傾向は、使用勞働者數別にみた第四表においても明かである。さらに各産業別にみれば、紡績業においては、連合會加盟四一社中七大紡<sup>1)</sup>は、運轉錘數の六一・四%、管糸生産高の六五%、使用職工數の六三・八%を占める(大正二年)。電氣工業においては、總企業數の僅か三%の出力一萬キロワット以上の會社が、總發電力の七六%を支配するに對し、企業數の八九%の出力一千キロワット以下の會社は、僅か一〇%を占

めるにすぎない(大正元年)。製紙業においては、王子(三井)・富士の兩社は拂込資本金の六三%、労働者数の四三%、生産高の五八%を支配する(四四年)。製糖業においては、臺灣(三井)・明治の兩社が臺灣産糖額の三五%を占める(四四年)。ビールにおいてはは大日本ビールは生産高の七二%を支配する(四四年)。製粉業においては日本・日清兩社が生産高の四一%を支配する(四四年)。その他海運・石油・石炭業においても同じ傾向がみられる。このような資本の集中集積は獨占へと發展する。紡績業における大日本紡績連合會(明治一五年設立、二三年生産カルテルとなる)、製紙業における日本板紙共同販賣所(四四年結成の生産制限・價格協定カルテル)およびそれ自體獨占資本に成長した王子・富士兩社による共同洋紙合資會社のシンジケートへの發展(四五年)。糖業においては大日本製

第三表

| 項目              | 年次    | 明治       | 40    | 43    | 大正     |
|-----------------|-------|----------|-------|-------|--------|
|                 |       | 38<br>年末 | "     | "     | 2<br>" |
| 一〇萬圓未満<br>拂込資本金 | 社數    | 73.16%   | 69.96 | 68.54 | 69.48  |
|                 | 拂込資本金 | 10.89%   | 9.56  | 7.95  | 7.24   |
| 五〇萬圓未満<br>同     | 社數    | 20.72    | 22.56 | 23.16 | 21.87  |
|                 | 拂込資本金 | 18.91    | 20.80 | 18.00 | 16.38  |
| 一〇〇萬圓未満<br>同    | 社數    | 3.30     | 4.10  | 4.46  | 4.14   |
|                 | 拂込資本金 | 10.54    | 12.61 | 11.87 | 10.37  |
| 五〇〇萬圓未満<br>同    | 社數    | 2.35     | 2.80  | 3.10  | 3.70   |
|                 | 拂込資本金 | 20.74    | 24.49 | 23.47 | 26.82  |
| 五〇〇萬圓以上<br>同    | 社數    | 0.47     | 0.58  | 0.74  | 0.81   |
|                 | 拂込資本金 | 39.42    | 32.54 | 38.71 | 39.19  |

1) 東洋經濟新報社編「明治大正國勢總覽」596頁。2) 株式會社のみ。

糖・臺灣製糖・明治製糖の獨占資本を中心とする吸収が進行し、人造肥料においては、三井物産の提唱による共同販賣會社の組織(四〇年)および人造肥料連合會の結成(四〇年、生産制限・販路協定・原



第五表

| 項目       | 年次  | 明治   |      |      |      | 大正 |
|----------|-----|------|------|------|------|----|
|          |     | 38年  | 40年  | 43年  | 2年   |    |
| 拂一〇萬圓未滿  | 行數  | 47.7 | 44.2 | 40.6 | 36.5 |    |
|          | 資本金 | 9.9  | 7.7  | 6.4  | 4.4  |    |
| 一三〇萬圓以上  | 行數  | 38.0 | 38.4 | 39.4 | 39.2 |    |
|          | 資本金 | 25.5 | 21.3 | 19.3 | 14.6 |    |
| 三五〇萬圓未滿  | 行數  | 5.1  | 6.1  | 6.8  | 7.8  |    |
|          | 資本金 | 7.3  | 7.7  | 7.5  | 6.4  |    |
| 一五〇〇萬圓未滿 | 行數  | 5.2  | 6.3  | 7.5  | 9.6  |    |
|          | 資本金 | 14.2 | 13.8 | 14.4 | 13.7 |    |
| 一以上      | 行數  | 3.9  | 5.1  | 5.7  | 7.0  |    |
|          | 資本金 | 42.6 | 49.5 | 52.4 | 60.9 |    |

明治大正財政史第19卷677頁より作成。

第四表

| 項目         | 年次   | 明治42年   |      | 大正3年    |      |
|------------|------|---------|------|---------|------|
|            |      | 實數      | %    | 實數      | %    |
| 5人以上使用工場   | 工場數  | 27,614  | 85.7 | 26,208  | 82.6 |
|            | 勞働者數 | 278,691 | 34.8 | 279,044 | 29.4 |
| 30人以上使用工場  | 工場數  | 2,034   | 6.3  | 2,342   | 7.4  |
|            | 勞働者數 | 76,094  | 9.5  | 87,877  | 9.3  |
| 50人以上使用工場  | 工場數  | 1,460   | 4.5  | 1,803   | 5.7  |
|            | 勞働者數 | 97,957  | 12.2 | 120,588 | 12.7 |
| 100人以上使用工場 | 工場數  | 980     | 3.0  | 1,155   | 3.6  |
|            | 勞働者數 | 180,799 | 22.6 | 217,204 | 22.9 |
| 500人以上使用工場 | 工場數  | 140     | 0.4  | 209     | 0.7  |
|            | 勞働者數 | 167,096 | 20.9 | 243,552 | 25.7 |

高橋龜吉「明治大正産業發達史」565頁および568~9頁。

料共同購入<sup>1)</sup>があり、他方では大日本人肥を中心とする合同が進行する。<sup>12)</sup>製麻業においては、帝國製麻は生産高の八四%を支配し、製粉業における日本製粉・日清製粉と同じく獨占企業である。その他ビール業における大日本ビールを中心とする吸收、寶田・日本兩石油とライジングサンおよびスタンダードとの國際的販賣カルテル、三井物産の提唱による日本綿布輸出組合の結成<sup>14)</sup>(三九年。これにより四四年頃には滿洲より米國製品を驅逐)等がみられる。さてこれらの産業は、戦後における企業勃興の中心をなしたのであるが、そこには資本の集中集積・獨占が生じて居り、むしろこの集中集積・獨占の進行がこれらの産業をして戦後經濟の中心たらしめたといえよう。

第六表 (單位千圓)

| 項目 | 種別 | シンジケート銀行  |                   |
|----|----|-----------|-------------------|
|    |    | 普銀        | 通行                |
| 拂込 | 資本 | 391,726   | 112,084<br>(28.6) |
| 積立 | 金  | 122,315   | 43,782<br>(35.8)  |
| 預  | 金  | 1,443,511 | 541,483<br>(37.5) |
| 貸  | 出  | 1,670,863 | 530,416<br>(31.7) |
| 行  | 數  | 1,614     | 13<br>(0.8)       |

1) 明治大正國勢總覽、銀行通  
信錄340號、野村商店編「株式年  
鑑大正3年度」より作成。2)  
シンジケート銀行については本  
文參照 3) カッコ内の數字は  
% 4) 大正2年末

シンジケート加盟一二三行は當時の金融界を指導した大銀行である。

工業における資本の集中集積に對應して、銀行のそれが進展する。第五表は銀行の資本の集中・集積が、高度に對していたことを示す。たとえば行數の七%を占める資本金百萬圓以上の銀行が、總資本金の六一%を支配するに對し、行數の三七%を占める一〇萬圓未満の銀行は、僅か四%を支配するにすぎない。同じ傾向はシンジケート銀行(後出)と普通銀行に關する第六表によつても明らかである。この

註(1) 大阪・攝津・大阪合同・尼崎・三重・富士瓦斯・鐘紡(三井)を指す。

(2) 大日本紡績聯合會月報二五七號。なお同年における全國鍾數中聯合會は、九五%を支配していた(明治工業史機械篇一二頁。  
(3) 逓信省電氣局編「大正元年電氣事業要覽」より作成

- (4) 第二八次農商務省統計表
- (5) 臺灣製糖株式會社史および明治製糖三十年史
- (6) 大日本麥酒株式會社三十年史
- (7) 帝國通信社「日本產業史下」四八七頁
- (8) 日本郵船(三菱)・大阪商船(住友)兩社は大正元年、總屯數の三九%を支配(明治大正國勢總覽)
- (9) 寶田・日本兩石油は大正二年、總資本金の八七%を支配(日本石油調査課「日本石油史」)
- (10) 三井・三菱・住友・古河四財閥は四四年、總出炭高の四八%を支配(「明治工業史 鐵業篇」附表より作成) (11) 大日本製糖は大阪日本製糖(四〇年)・大里製糖を吸收(東京經濟新報四五三號)・臺灣製糖は大東製糖(四〇年)・臺南製糖(四二年)・神戸製糖(四四年)・怡記製糖(四五年)を吸收合併(臺灣製糖株式會社史)。
- 明治製糖は蕪荳製糖(四〇年)・維新製糖(四三年)・橫濱製糖(四四年)・中央製糖(大二年)を吸收合併(「明治製糖三十年史」) (12) 大日本人肥は帝國肥料および北海道人肥(四一年)・攝津製油株式會社肥料部(四二年)・三九九年に日本硫酸を吸收した大阪硫酸(四三年)を吸收合併(大日本人造肥料株式會社五十年史)
- (13) 大日本麥酒は東京麥酒新(四〇年)・大物機械製糖(四四年)を吸收(大日本麥酒株式會社三十年史)。
- (14) 松井清「日本貿易論」一〇二頁。

だがこのような工業・銀行における資本の集中・集積↓獨占の進行にもかかわらず、日本資本主義は幾多の矛盾を内包していた。まず第一は、消費財生産部門特に紡織業の壓制的優位に比し、生産手段生産部門が劣勢なことである(第七表)。このような生産手段生産部門の劣位は、(1)機械工業が綿絲紡績業の發展と體系的に結合せず紡績機械はほとんど英國からの輸入に依存していたこと、(2)造船・車輛および電氣機械を含む原動機類の製造が國防のための交通業の保護により跛行的に發展していること、(3)工作機械⇨旋盤は輸入にまじり、努力の方向はこの機械裝置と結合すべき基本原料(鐵・石炭)の確保に向けられていたこと、(4)原動力は大工場⇨蒸氣機關、小工場⇨電動機となつていたこと、(5)先進國に比し鐵鑛產出高が著しく遅れていたこと等にあらわれる。要するに資本蓄積の低位

第七表 (勞働者數よりみた部門別構成)

| 項目       | 年次            | 明治38年        |           | 42年     |           | 大正3年    |      |
|----------|---------------|--------------|-----------|---------|-----------|---------|------|
|          |               | 職工數又は<br>鐵夫數 | %         | "       | "         | "       | "    |
| 生産手段生産部門 | 機械器具工業        | 49,863       | 6.8       | 63,821  | 6.2       | 87,625  | 7.7  |
|          | 内造船および<br>お車輻 | 21,775       | 3.0       | 21,243  | 2.0       | 28,234  | 2.5  |
|          | 化學工業          | 48,492       | 6.6       | 77,883  | 7.5       | 84,096  | 7.4  |
|          | 電氣工業          | 1,596        | 0.2       | 2,716   | 0.3       | 5,243   | 0.5  |
|          | 金屬精錬業         | 71,436       | 9.7       | 1,196   | 0.1       | 8,804   | 0.8  |
|          | 鐵山業           | 159,714      | 21.7      | 235,809 | 22.8      | 272,396 | 24.1 |
|          | 小計            | 331,101      | 45.0      | 881,425 | 36.9      | 458,164 | 40.5 |
| 消費財生産部門  | 紡織業           | 307,420      | 41.7      | 486,508 | 46.9      | 536,299 | 47.4 |
|          | 内製糸業          | 142,863      | 19.4      | 191,561 | 18.5      | 220,847 | 19.5 |
|          | 同紡績および<br>お糸  | 79,744       | 10.8      | 109,955 | 10.6      | 134,237 | 11.9 |
|          | 同織物           | 75,756       | 10.3      | 155,246 | 15.0      | 140,608 | 12.4 |
|          | 食品工業          | 51,497       | 7.0       | 88,740  | 8.6       | 58,860  | 5.2  |
|          | 雜工業           | 46,892       | 6.3       | 79,773  | 7.7       | 78,780  | 7.0  |
|          | 小計            | 405,309      | 55.0      | 655,021 | 63.2      | 673,439 | 59.6 |
| 合計       | 736,410       | 100          | 1,036,446 | 100     | 1,131,603 | 100     |      |

- 1) 東洋經濟新報社編「明治大正國勢總覽」より作成。
- 2) 明治42年、大正3年における兩部門の合計が100%を超えるのは、四捨五入の結果である。

性、これである。第二はこのような低位の資本蓄積すらも、日本資本主義自體の力ではなく外資に負うものであつたといつても過言ではないといふことである。外資輸入高は大正元年には三六年度の九・五倍以上におよぶ。第三は資本輸出の性格である。興銀は外資輸入機關として活躍しているが、その輸入外資中(三五、四五年)、四四%は滿支へ

の再輸出が目的であり、また正金・臺銀・鮮銀も外資輸出機關として活躍している。なお、注目すべきは滿鐵の設立である。同社資本の半額は政府出資であつて、残り半額を鮮銀・安田銀行・住友銀行・三井物産・第一徴兵等が引受けている。かくて資本輸出は滿韓市場の確保・中國への進出を目的とする大陸國策として推進され、しかも資本蓄積の低位性により特殊銀行を通ずる輸入外資の再輸出という形態を主としてとらざるを得ない。第四は四四年の改正關稅が、工業に對してもつ意味である。まず紡績業に對しては、綿糸八〇番手以下のものには從價一割（當時最も多く生産されていたのは二〇番手）とした。これは從來より二分の引上である。八〇番手以上のものは日本で生産されていないため、從價七分五厘と低く定め、カタン糸は相當發達していたので、國定從價三割を据置きとした。つぎに糖業においては、粗糖從價五割・精糖從價六割の國定稅率を定め、いかなる場合にも協定稅率を認めないとした。造船業においては、船令一〇年以下の汽船は毎屯一五圓・その他の汽船は毎屯一〇圓・汽船以外の船舶は從價一割五分とした。化學工業・機械工業についても同じであり、その他鐵・綿・麻・毛織物・石鹼・藥品には一部協定稅率を設けたが、それは陸奧條約に比し三〜五倍に引上げられていた。これによつて改正關稅は「一國の資本に向つて、他國の資本に對抗しうるようにその手に武器を授け……、その資本の力を他國のそれに對して強める」保護關稅であつて、決してカルテル關稅ではなかつたことが明かになる。第五は、政府の銀行合同促進策にもかかわらず、合同消滅銀行數（三九年〜大正二年）は僅か二九行で、濫立状態にあつたことである。

註(1) 豊崎稔「日本機械工業の基礎構造」二七および三四頁

(2) 二九年大治鐵保有・四二年本溪湖設立（山田盛太郎「日本資本主義分析」一一七頁）

(3) 大正三年工場使用機關數蒸氣機關六三一六電動機一七一四六に對し、實馬力は蒸氣機關四一八八〇電動機三四六九九であつた。（高橋龜吉「明治大正産業發達史」五四二頁）

- (4) 大正二年、米國六二九七萬屯・獨逸三五九四萬屯・佛蘭西二一九一萬屯・英國一六二五萬屯に對し日本は一五萬屯(山田前掲一一七頁)
- (5) 興銀輸入外資總額三四二百萬圓(東洋經濟新報「金融六十年史」)
- (6) 正金は四四年五分利中國鐵道公債一千萬圓を引受け、大正二年には大冶鐵山確保のため一五百萬圓の借款を締結。臺銀の關與した對支借款は、明治三八年〜大正七年に一九四百萬圓・銀三百萬弗および七〇萬兩であつた。鮮銀の韓國政府貸上金は四三年八月末、八五八萬圓。これらの資金の多くは亦預金部が供給している(信夫清三郎「大正政治史」第一卷四五頁)。
- (7) 民間資本の輸出は、四二年内外綿株式會社が對清資本輸出を行つたにすぎない(川島信太郎「本邦通商政策條約史概論」)
- (8) その中心點は偏務的協定稅率を廢して完全な双務的協定としたこと(川島前掲三五〇頁)
- (9) 川島前掲三六〇および三五七頁
- (11) 遠洋航海從事の大型船は、遠洋航海補助法による補助金があるので日本製を使用。近海航路從事および補助法の適用をうけない船舶中、船齡一〇年以下の船の輸入を抑制し造船業を保護するため關稅、船齡一〇年以上の船の輸入防止のため關稅ということになる(帝國通信社前掲一九九頁)
- (12) 化學工業中、硝子・製紙・ペイントに對して同じ意味をもつ(川島前掲三七九頁)
- (13) 各種の機械に從價二割を課する一方、紡織・染色・製紙・製糖・金屬・木工用機械は輸入を容易にするため從價一割五分(川島前掲三八〇頁)
- (14) マルクス「保護關稅について」(改造社版全集第三卷六四九頁)
- (15) 二九年銀行合併法、三〇・四四・四五年合同促進に關する通牒、三四・四四年銀行の資本金規制(金融研究會「我國における銀行合同の大勢」二〇二〜三頁)

かくして一方における資本の集中・集積↓獨占と、他方におけるそこに内包される矛盾↓弱さ、日本資本主義の内包することのような矛盾現象、これが上來の分析の歸結である。「この時期にカルテルは廣汎な發展をみたが、それはまた例外的で、原則的でなく、過渡的現象の域を脱」せず、「カルテルは全經濟生活の基礎となつ」ていない。したがつて當時の日本資本主義は獨占形成期↓帝國主義への移行期と規定される。その指標は、滿鐵設立・朝鮮併

合・中國への進出である。

さてこのような日本資本主義への歴史的位置は、ブルジョア革命が遂行されなかつたことと相俟つて、當然に當時のブルジョアジーの強さとともに弱さとなつて現われ、それが既述の問題に對するブルジョアジーの對處の仕方となつて支映する。

### 第三章　ブルジョアジーの動向と財政政策の轉換

明治三十九年早くも澁澤榮一氏（第一銀行頭取）は、「軍備の擴張整理は固よりその必要あるべしと雖も、國力を顧みずして之を擴張し、以て其經費を俄に膨張せしむるの政策は切に之を避けざるべからず。又公債整理に於ても努めて除々に之を行ふべしと主張した。同年全國商業會議所連合會は、戦後の急務は「我が財政を整理して、以て直接に政府歳出入の適順を期」するにありとし、租税について「我産業の發達上一大妨因をなすを確め得たるものに對しては、政府に於て産業の衰退を防護するの任を果すに吝ならざらんことを切望」する旨の建議をおこなつた。このような意見を無視して西園寺内閣は、軍擴を中心とする積極政策（増税・公債の累積）を推進する。四一年度豫算案は、山縣有朋・松方正義・井上馨の諸元老と内閣の間に紛糾を生じ、藏相・遞相がために辭職するという波瀾のち、議會に提出された。それによれば、歳計は前年度と大差なく軍擴を中心とする積極政策は依然として貫徹している（第二表）が、前年來の不況のため既定繼續費の繰延べをおこなつた。だが他方では、國庫剩餘金三百萬圓を四二年度に繰越し（會計法第二十條違反）ながら、歳入維持のため酒税・砂糖消費税増徴、石油消費税の新設・煙草の引上をおこなつている。ここにおいてブルジョアジーの動きは積極的となる。まず全國商業會議所・實

業組合の連合大會が、政府の反對を押しきつて開催され（二月）、「この際さらに新税を起して増税をするなどは、産業を害するものと認める」として増税賛成者は代議士に選舉せずと決議した。だが豫算案は衆議院を無修正で通過した。そこで臨時全國商業會議所連合會は、豫算案の會計法違反・増税の不合理をつき、「我爲政者は民間事業の興隆を阻害するを意とせず」ときめつけたのち、「我が歳計をして、かくの如く過度の膨張を來さしめるため最大事因は、専ら國防軍備の充實に、多大の費力を傾注したるの一事に在り」と述べ、「偏武的財政計畫」の矯正を要求した（二月）。ブルジョアジ―は問題の核心を衝いた。だが豫算案は衆議院を無修正で通過し、税制整理―軍擴財政の轉換を要求する「商工業者」の運動は失敗した。しかし政府に對する壓力は別の方からきた。積極政策は増税と公債に依存するものであつたが、前年來の不景氣のため内債募集は不可能となり（三九年度分末募集公債五一百萬）、外債もニューヨーク恐慌（四〇年一〇月）のため困難であつた。しかも四一年度豫算案は公債支辨事業多く、そのうえ四二年度以降毎年四―五千萬圓の歳入不足が生ずる豫定で、これも結局公債に依存せざるを得ない。このような狀勢と累積のため、特別五分利公債（三九年發行）の市價は、九一圓（同年）・八八圓（四〇年）・八四圓（四一年）となり、その他帝國五分利公債・整理公債・軍事公債・海軍公債等すべて軒並に低落した。これらの公債中、東京・大阪銀行集會所組合銀行は一一・一％（四〇年末・四一年七月）を所有していた。大國債所有者―前記三行を中心とする銀行の利益は脅やかされる。彼等にあつても問題の本質は、澁澤氏のように（既述）、あるいは志立鐵次郎氏（住友銀行支配人）が「兵備の一日も忽がにける能はざるは、餘蓄之を認むるに決して人後に落ちずと雖も、一時巨額の要求に係るものは之を漸次數年に繰延べ、兵備をして國富と共に並立の勢を形成せしめざるべからず」と述べているように、その核心において把握される。このような認識の上に立つて、積極政策―軍擴財政轉換の要求が生じ、



それは公債整理という形をとり、その實現への行動となつてあらわれる。すなわち「予は豊川・早川・園田・原（大郎）の諸氏と共に十二月二十八日（四〇年—眞藤）西園寺侯を駿河臺の病床に訪ひ、具さに公債整理の急務なる所以を進言」<sup>(12)</sup>（濫澤氏）した。

ここで問題へのブルジョアジーの對處の仕方を要約すれば、資本蓄積の低位性、したがつてその高度化の必要性、この認識が基礎となつて、それを阻害する積極政策—軍擴財政の轉換を要求する。その場合帝國主義的軍擴政策に基本的には反對せず、先ず資本蓄積の推進を第一義としそれに適合した軍備充實を要求する。ここまでは産業—商業資本家・銀行資本家に共通であつて、基本的には帝國主義移行期の資本蓄積の低位制に規定される。ただ、前者は轉換を税制整理の形で、後者は公債整理の形で要求する點が異なる。ここで考察すべきは、前年來の不況と財政政策轉換の要求との關係である。不況がこのような要求の基本的原因であつたのではなく、それは既述のように帝國主義移動期の資本蓄積の低位性に求めらるべきであつて、不況はこのような基因の重要性がブルジョアジーによつて認識される契機となつたものと考えられる。

さて、濫澤氏等の進言は西園寺内閣の容れる所とならず、四一年度財政は積極財政によつて貫ぬかれた。同年（四月）大阪において全國手形交換所連合會が開催され、「此際財界の不振を救済するの策は公債の増加を抑制すると共に其償還を速にし、且つ市價の回復を圖るをもつて最も急務と認め」公債調査委員會の設置が提案され、承認を得て、<sup>(14)</sup> (1) 現在の減債基金の外増税によらずに更に國債を整理すること、(2) 今後當分國債の新規發行を行わないこと、<sup>(17)</sup> (3) 現在の未募集公債の切棄、(4) 償還方法、(5) 償還の時期の五項を基礎とする調査に着手することとなつた。これと同じ頃他方では、「鰻會」<sup>(15)</sup>（東京の有力銀行家の組織）の會合が開かれ、國庫債券の償還による金融界の救済を要請

した。政府は合計四回二百萬圓の割引償還を行つた（三月と七月）が、他方では二百萬圓の同債券の新規發行を行つてゐる（三月）ため救済にはならなかつた。ついに銀行資本家の動きは倒閣運動へと發展する。すなわち彼等は「西園寺内閣を目して到底金融界の困難を救済する能力なきものと爲し、元老井上馨及び松方正義に訴え所謂尻を突つきしなり」<sup>16)</sup>。そこで井上馨は財政方針に關し、(1)第一回國庫債券の償還・四〇年度未募集公債は國庫剩余金により支辨し得るにせよ、四一年度の公債發行の見込ありや、(2)四二年度以降毎年發行豫定の四と五千萬圓の公債および五億に上る鐵道公債の交付を如何にするか、(3)事業の繰延べを斷行すべきではないか等の詰問を首相・閣僚に呈した。ついでこれを基礎として松方・井上兩元老は、(1)國庫債券償還の速かなる實施、(2)新公債發行不可、(3)事業の繰延・中止の斷行、(4)鐵道獨立會計の實施等よりなる六項目の提案を内閣に呈した。<sup>17)</sup> がんらい松方・井上は、四一年度豫算の積極的性格に不滿を感じていたのであるが、彼等の詰問・提案の内容は、銀行資本家の財政政策轉換<sup>18)</sup>公債整理要求のほとんど完全な反映である。ここに西園寺内閣は瓦解する（四一年七月）。「遂に金融は政治に影響したり」<sup>18)</sup>。だがそれは、絶對主義の藩屏<sup>19)</sup>元老の袖にすがつてゐる。

かくて西園寺内閣は、積極政策<sup>20)</sup>軍擴中心の膨脹財政のため、資本蓄積の低位性に規定されて、財政政策の轉換<sup>21)</sup>税制整理を要求する産業<sup>22)</sup>商業資本家と、財政政策の轉換<sup>23)</sup>公債整理を要求する銀行資本家との反擊に逢い、後者が元老の力を借りるに至つて瓦解する。ここに獨占形成期<sup>24)</sup>帝國主義移行期のブルジョアジの強さと弱さとの表現をみるべきである。

註(1) 銀行通信錄二四三號

(2) 財政經濟二十五年誌第四卷五十一三頁

(3) ブルジョアジのこのような意見は、二三議會において河野廣中・島田三郎・尾崎行雄等の辯論會において反映する

- (4) この豫算に關し、元老は難色を示したが、漸くその承認を得た。しかるにその後鐵道繼續事業に關し、澁相山縣と藏相坂谷の意見に相違を生じ、結局澁相の主張通り豫算を修正した。これが元老の怒りを買ひ、兩相は辭職(瀧澤直七前掲九〇七頁)。酒稅一石三圓・砂糖消費稅百斤一圓(二・五圓増徴、石油消費稅一石一圓新設、煙草定價三價引上(鈴木敬義編「帝國歲計沿革史」一一四〇頁))
- (6) 信夫清三郎前掲一〇九頁
- (7) 東洋經濟新報四四一號・四四二號
- (8) 同じことは全國商業會議所會頭中野武督氏の意見についても云える(東洋經濟新報四三八號・四四四號參照)。二四議會では、猶與會の早速整爾がこの意見を反映する。
- (9) 東洋經濟新報社「明治大正國勢總覽」三二二―三頁。
- (10) 銀行通信錄二六七・二六八・二七四・二七五號。内債のみ。組合銀行のそれは「有價證券」であるからこの數字は過大であるが、ほぼこれに近いと考ふる。
- (11) 東洋經濟新報三六八號
- (12) 銀行通信錄三一―號
- (13) 東京電氣鐵道專務佐々木慎思郎氏は「負擔力の極度まで課稅するの國家の存立上得策とするや、及び軍備の如き借金に依頼し、或は稅源を涸竭してまでもなお擴張するの要ありや否や」と述べている(東洋經濟新報三七九號)
- (14) 委員中には瀧澤・豊川・池田成彬・池田謙三・志立鐵次郎・町田忠治等の有力銀行家が含まれていた(銀行通信錄二七四號)
- (15) 三菱銀行部長豊川良平氏の言(銀行通信錄三〇一號)
- (16) 瀧澤前掲九〇七頁
- (17) 以上は瀧澤前掲九〇七―八頁による。
- (18) 瀧澤前掲九〇九頁。

さて全國手形交換所連合會の公債調會查委員會は既述の諸項目につき調査の結果、「(1)公債財源による新計畫は之を見合ふこと、(2)官營業を擴張し又は新に計畫するために公債を發行せざること、(3)既に帝國議會の協賛を経たる公債財源に依る經費は政費を節約して之に充て公債を發行せざること、(4)未募集公債は之を切棄つること、(4)増稅に依らずして財政の許す限り公債の償還を行うこと、但し其額は毎年六千萬圓を下らざるものとし現實に之を償還

すること、(6)今後數年間に償還期限の到來すべき公債は逐次抽籤により之を償還すること、(7)國債の整理を監視せしむるため特別の機關を設けること」より成る成案を得(八月三日)、これを連合會の建議案として、第二次桂新内閣に呈した(同一四日)。同月(二八月)、政府は(1)財政および經濟上の必要と事業の進行との調和を圖るため繼續事業の繰延べ年度割の改定を實施する、(2)從來の公債を財源とする費途は普通財源の支辨に移す、(3)財政計畫に自然増収を見込まない、(4)四二年度以降毎年度の公債償還高は五千萬圓をもつて最小限度とする、(5)鐵道を獨立會計とするという新財政計畫を發表した。さらに全國手形交換所連合會懇親會の席上、桂兼任藏相は前記諸點を確認するとともに、「此際新公債の發行は勉めて之を避くる」と非募債主義を表明した。かくして桂内閣は銀行資本家の財政政策の轉換に公債整理要求の「殆んど全部を受容れ」、財政と經濟の調和を目的とする財政整理に非募債主義・公債整理を最大の政綱として掲げた。財政政策はここに轉換する。

四二年度豫算案によれば、從來の未募集公債は全部打切り、新規公債の發行は「特別の性質を有する臺灣事業公債以外」、電話・製鐵事業費を含めすべて一般歳入の支辨に移して非募債主義を實行した。さらに國債整理基金繰入額は一八千餘萬圓であつて、そのうち五〇八〇萬圓を元金の償還に充て、次年度以降元金償還による支拂利子の減少額も償還資金に充てる旨宣明し、ここに公債整理はその緒につく。他方陸海軍備を始めとする繼續事業は一二年間繰延べて年割額を縮少し、繰延總額は一七千餘萬圓におよんだ。鐵道は獨立會計を設置し、その建設改良資金は鐵道益金のほか、預金部・貨幣整理資金よりの借入金によることとした。かくして一般會計歳出入・軍事實費・公債費は、いずれも相當の減少を示した(第一・二表)が、他方間接消費稅・所得稅・營業稅の合計は前年度よりも増加している(第二表)。續く四三年度豫算については、全國手形交換所組合銀行連合會懇親會(四二年九月)の席上、藏相

は前年度來の財政方針を維持しつつ税制整理・公債償還金額の増加・官吏の増俸を實行する旨言明した。すなわち豫算案によれば税、制整理による減收一千萬圓<sup>9)</sup>であるが、鹽專賣・通行税・織物税消費税の全廢、營業税・所得税の完全適宜な改正案の次期議會への提出、税制整理の結果生ずる歳入不足は歳出削減によつて均衡を圖ること等を要求した全國商業會議所連合會の建議案(四二年二月)は、ほとんど、無視され、所得税を除く非常特別税法による諸税が、單獨税法による獨立税になつたにすぎない。事實藏相自身「必ずしも租税の輕減を目的としたものにあらず」と述べているように、主要税中田畑地租・營業税・砂糖消費税・鑛業税が僅少の税率減となつたほかは、所得税・非常特別税法による所得税・通行税・酒造税・酒精及酒精含有飲料税・麥酒税・醬油税・砂糖區税・登録税・印紙税・石油消費税の税率は据置、取引所税は逆に増加している<sup>10)</sup>。かくして産業―商業資本家の税制整理要求は桂内閣によつてもほとんど顧みられない。他方國債整理基金繰入額は一九千餘萬圓、そのうち元金償還資金は六〇八〇萬圓で前年度より一千萬圓の増加となつてゐる。これは前年度歲計剩餘金・前年度償還國債利子の償還資金への繰入れによるものである。その他皇室費の増加・官公吏の増俸・下士卒の増給・「軍備充實」既定繼續費の年割額の増加等により歳出は増加したが、全體としては前年來の財政方針が維持されたといえる(第一表)。

さて、右のような未募集公債の打切・非募債主義は公債の累積を止め、内閣成立以來四三年一月までの一〇八百萬圓<sup>11)</sup>におよぶ國債償還の實行は國債價格を漸次騰貴せしめた(第八表)。これを利用して鐵道買収公債未交付分四〇八百萬圓を交付した(四二年三―七月)が、公債價格は依然騰貴し續けた。他方、四一年(五月)と四二年(一〇月)に一九二百餘萬圓におよぶ外資が導入されたが、大日本製糖・藤本ビルブローカー・東洋汽船その他の破綻にみられるように景氣はまだ好轉しない。かくて金融は緩慢となり、金利は低落し(第八表)、日銀金利は四二年(五月・八月)

第八表 (公債市價及び金利)

| 年次    | 項目 | 整理公債  | 軍公債   | 五國公債  | 海軍公債  | 東京金  | 大阪金  |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 41年7月 |    | 80.3  | 80.3  | 80.8  | 79.0  | 2.67 | 2.63 |
| " 12月 |    | 86.1  | 86.1  | 85.0  | 85.0  | 2.65 | 2.48 |
| 42年1月 |    | 86.6  | 86.6  | 85.3  | 85.3  | 2.60 | 2.38 |
| " 2月  |    | 88.3  | 88.3  | 87.0  | 87.0  | 2.53 | 2.25 |
| " 7月  |    | 90.9  | 90.9  | 91.1  | 91.0  | 2.36 | 1.95 |
| " 8月  |    | 92.7  | 92.7  | 93.2  | 93.0  | 2.28 | 1.92 |
| " 12月 |    | 95.9  | 95.7  | 96.8  | 97.0  | 2.17 | 1.90 |
| 43年1月 |    | 97.0  | 97.0  | 97.7  | 97.8  | 2.07 | 1.80 |
| " 2月  |    | 100.1 | 100.1 | 101.2 | 100.1 | 2.04 | 1.73 |

- 1) 直取引最低價格
- 2) 東洋經濟新報457~516號, 明治大正國勢總覽

を取入れて、取扱手数料百分の一・現金應募よりも公用公債に優先権を與える等の條件を決定した。ここに右一六行をもつて公債引受シンジケートが形成され、第一回四分利借換公債の發行は二月(四三年)發表された。續いて三月第二回四分利公債一億圓の借換發行を發表した。この前後二回の借換後、五分利内債中償還期限の経過したものはなお二八三萬圓あり、この中政府裏書公債の海外流出分九三三萬圓はほとんど英國にあり、残り一九千餘萬圓を第三回四分利公債によつて借換えんとしたが、シンジケートはその引受を拒絶した。止むなく政府は四分利英貨

四三年(二月)各々二厘引下げられた。かくして公債價格は、四一年(七月)の八〇圓より四三年に入つて遂に額面を越えた。もつとも公債價格の騰貴は右の事情のほか、公債利子の所得税免除・公債取引税の廢止・公債額面擔保價格制度等の一連の政策の實施にも負うことに注意すべきである。このような公債價格の騰貴により、政府は五分利公債の四分利への借換を決意し、日銀・正金・興銀の三行および三井・三菱・住友・安田・第一・十五・第百・第三・三十四・鴻池・北濱・浪速・山口の一三大銀行の代表者を招致して四分利公債一億圓の發行を議し、銀行側の意向

公債一百万磅を募集(五月)して前者を借換へ、四分利佛貸公債四五千萬法の募集・公債整理基金中の償還資金によつて後者を償還した。ここで問題になるのは、第三回借換においてシンジケートが引受を拒否した理由である。それは當時の實情よりして四分利が無理であつたことに歸する。四三年一・二月、五分利整理公債の利廻りは五分であつたが、このような低利廻り―公債價格の騰貴でさえも既述の公債償還その他の政策によつて實現し得た人爲的なものであつて、株式利廻りは四三年一月五・九分<sup>15)</sup>、日銀金利は五・一分であつた。かくて金利五分以上というのが當時の實情である。四分利公債の發行價格は九五圓であつたから、その利廻りは四・二分となるが、政府のテコ入れが行われぬ限りその低落は免れない。すなわち四分利公債の市價は、最高九〇圓・テコ入れ―非募債主義・公債償還の續行および必要に應じての買入がなければ八〇圓臺に低落することは必至である。しかるに鐵道建設資金を預金部に仰ぐことの無理から非募債主義の崩壊が既に豫見されていた。このようなことは銀行資本家が既に桂内閣の公債整理に危惧の念を抱いていたことを示すものであつて、彼等は借換よりも償還を欲していた<sup>17)</sup>と考えられるのである。

註(1) 銀行通信錄二七四號

(3) 財政經濟二十五年誌第六卷九頁

(5) 四〇・四一年度合計七百餘萬圓(「東洋經濟新報」五二四號)

(6) 以上は藏相の豫算演說(鈴木前掲二〇二―五頁)

(8) 鈴木前掲一二七〇頁

(10) 財政經濟二十五年誌第六卷一八頁

(12) 銀行通信錄より計算

(2) 東洋經濟新報「金融六十年史」四七七頁

(4) 手形交換所聯合會長豊川良平氏の言(「銀行通信錄」三一―號)

(7) 財政經濟二十五年誌第六卷一五頁

(9) 東洋經濟新報四七七號

(11) 主稅局第三十五・三十六回統計年報告書

(13) 瀧澤前掲九二七頁

(14) 「政府に納むべき保證金その他の擔保に充用する國債の價格はその債權金額による」(四一年一月、從來は時價の八掛)。

公債利子所得税免除は四二年四月(明治大正財政史第一卷五六三・五五九頁)。

(15) 銀行通信録より計算

(16) 公債を發行すれば五分。預金部利子は六分である。

(17) 第三回借換の際シンジケート側は「現金償還を原則とし四分利公債の引換は例外と爲すことを要求(瀧澤前掲九四三頁)。

ブルジョアジーの危惧は事實となつた。四四年度豫算案によれば、まず公債元金償還資金五千萬圓を繰入れたが、他面では列國の大艦巨砲主義に鑑がみ八八艦隊の建設を目指して海軍既定繼續費に八二百萬圓(六ヶ年間)を追加することとなり、軍事費は膨張する(第二表)。さらに製鐵所擴張(四ヶ年間)に千二百萬圓を投じ、鐵道幹線の廣軌改造・新線建設・輕便鐵道の建設のため繼續事業費三億二千萬圓を要求し、その資金は預金部等よりの借入のほか、發行限度および年内償還の規定のない短期鐵道融通證券によることとした。この他植民地(朝鮮)經營費に一二百萬圓を投じた。かくして歳出は増加を續ける(第一表)。非募債主義はその一角において破綻し、鐵道の建設―改良・軍擴を中心とする繼續費の増加は、公債の増發を豫見させるものであり、他面租税は増徴された(第一表)。内閣は四五年度豫算編成においてついに桂冠(八月)した。かくして桂内閣による財政政策の轉換の本質は、銀行資本家の要求―公債整理の實現にあつたといつても過言ではない。

桂内閣に代つた第二次西園寺内閣は、藏相に日銀の山本達雄氏を迎えた。内閣最大の問題は、財政の膨張を避けるため二個師團増設・海軍擴張を抑制するにあつた。東京銀行集會所・手形交換所・銀行俱樂部の三團體は藏相招待會を開き、その席上瀧澤氏は減債續行の必要を説き「甚しきは軍備擴張のため此減債の方法までも變更」されるとの説があるが、「軍備の擴張が實に民力に大害を興え、と恐れるならば力を極めて防禦せねばならぬ」と述べた。銀行資本家の動向は以前と同じであつた。さらに瀧澤氏は元老井上を説き、井上と銀行資本家との協議がおこ



なわれ、井上・澁澤は覺書（澁澤・益田孝起草）を内閣に呈した。それは資本蓄積に比しての陸海軍の過大を説き、(1)國債償還の續行、(2)行政整理の實行、(3)税制を整理し負擔の公正を圖ること等を要求した。このような銀行資本家の支持を背景として山本藏相は、海軍の要求を大削減し、その實施は陸軍の二個師團増設問題とともに明年度に考慮することにして當面の軍擴問題を處理することができた。四五年豫算案によれば、國債償還資金五千萬圓を繰入れたほか、鐵道改良費四千萬圓は短期鐵道證券の發行に俟ち、廣軌改造は無期延期とした。その他電話擴張費六百萬圓を計上し、海軍には二百餘萬圓を既定補充費に追加したにすぎず（軍事費は第二表に示すように減少している）、一五百萬圓の公債發行・新追加繼續費三百餘萬圓が計上されたが、前内閣來の財政方針が踏襲されたといえる。事實、内閣は行政整理による政費の節減・税制整理の實現を期し、前者については臨時制度整理局を設け、懸案の軍擴問題はその結果をまつこととした。後者については、全國商業會議所連合會は「偏武的政策」を改め税制整理を實行すべき旨の建議案を提出する（元年一〇月）が、山本藏相は豫算審議の際明年度において所得税・營業税・取引所税および鹽專賣の減税的整理を行う旨言明した。産業——商業資本家の要求は、ここに初めて實現の緒につく。かくして四四年度豫算において再び軍擴を中心として膨張しようとした財政は、ここで抑制される。だが問題は陸軍二個師團増設より生じた。陸軍は制度整理割當額七百萬圓に對し僅か二百萬圓弱の整理をしたにすぎず、そのうえ六ヶ年繼續一二百萬圓におよぶ二個師團増設案を提出した。元老松方・井上・ブルジョアジは行政整理の實行を目指す内閣の方針を支持したが、上原陸相は増設案の實現を強硬に迫つた。それは彼の背後に陸軍の大御所——元老山縣有朋があり、増師案も彼の承認を得ていたからである。閣議は遂に増師案を拒否した。陸相は惟懼上奏——單獨辭職を決行し、内閣は責を負つて元年一二月總辭職した。かくて資本蓄積の低位性のゆえに、軍擴中止・公債——

税制整理の實現を期するブルジョアジーの要求は、元老・軍部の絶對主義勢力の前に敢なくも潰え去らうとする。

註(1) 以上は藏相豫算演説。政府と政友會の妥協により廣軌改造は中止（鈴木前掲一三四八頁以下）

(2) 三九年陸軍は第一期計畫として四個師團増設を提案し、二個師は實現し、残りは將來にまつことにした。陸軍は朝鮮併合を名としてここに残り二個師の増設を要求するに至つたのである。

(3) 財政經濟二十五年誌第六卷七二〇頁

(4) 信夫前掲二一九頁

(5) 最初三五萬圓七年計畫であつたものを九千萬圓五年計畫とした（東洋經濟新報五八〇號）

(6) 財政經濟二十年誌第四卷五〇頁

(7) 山縣は陸軍を握つていたほか、大浦兼武・田健治郎・清浦奎吾等の山縣系が貴族院の中心勢力をなしていたことよりしてもその勢力は絶大であつた（信夫前掲第四卷一〇三〇頁）

## 結 び

資本蓄積を阻害する軍擴を中心とする積極財政の阻止―公債・税制の整理、ブルジョアジー（とくに銀行資本家）のこの要求が、第二次桂内閣による財政政策の轉換および第二次西園寺内閣によるその階襲の基本的動因であるが、その實現は結局絶對主義の藩屏―元老の力を借りなければならなかつた。ここに當時のブルジョアジーの強さともにもその弱さが見られる。このような資本の要求は、基本的には日本資本主義の帝國主義移行期における矛盾―資本蓄積の低位性に規定されるのであり、したがつてその性格は決して遅まきの「安價な政府」の實現を目指したものではない。歴史はさらに進展する。今やこの要求を阻害するものとして元老・軍部の絶對主義勢力が屹立する。

元老は難産ののち第三次桂内閣を生み落した。ここにおいて、交詢社のブルジョアジーによつて資金的に援助され、閥族政治の打倒を叫ぶ第一回憲政擁護運動は澎湃として湧き起つた。かくして大正時代はシュトルム・ウント・ドラングのうちにもその黎明を迎える。それは帝國主義移行期の日本資本主義の苦悶の姿である。